

不屈

発行責任者 / 小林 政 仁
発行日 / 2022年11月1日

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング
KOBAYASHI GORDON
小林合同会計
代表社員 小林 政 氏 税理士 山野 基 尚
代表社員 小林 政 仁 税理士 須賀 保 雄
税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

社報タイトル「不屈」は社内で掲げる2022年の標語です。

No. 197

12月の税務

- 12月12日
 - 1 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月から11月分）の納付
- 本年最後の給与の支払を受ける日の前日
 - 2 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先…給与の支払者経由,その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 本年最後の給与の支払をするとき
 - 3 給与所得の年末調整
- 翌年1月4日
 - 4 10月決算法人の確定申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 5 1月, 4月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
 - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
 - 7 4月決算法人の中間申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 8 消費税の年税額が400万超の1月, 4月, 7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉
 - 9 消費税の年税額が4,800万超の9月, 10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）〈消費税及び地方消費税〉
- 12月中において市町村の条例で定める日
 - 10 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

適格請求書発行事業者(インボイス制度)の登録制度について

テレビCM等でご存じの方も多いと思いますが、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されます。

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られます。

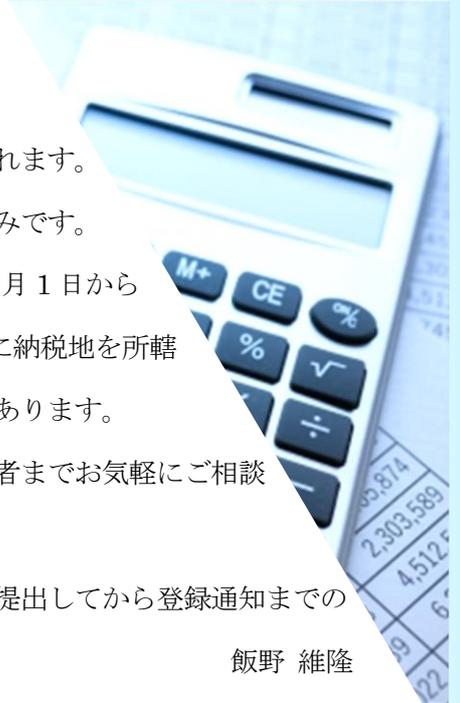
ただし、適格請求書発行事業者の登録を受けられるのは「課税事業者」のみです。

また、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始される、令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。

インボイス制度はとても複雑な制度となりますので、ご不明な点は担当者までお気軽にご相談ください。

参考事項としまして、適格請求書発行事業者の登録申請書を、税務署へ提出してから登録通知までの期間は、約3週間から1ヶ月半となっているようです。(国税庁より抜粋)

飯野 維隆



ITの活用について

テレワークやWeb会議等、ITの活用がより身近になってきました。当事務所でもテレワークを実施しています。

ITツールに詳しい人材が自社にいないため、導入や活用は難しいと諦めているかもしれません。

しかし、IT活用のメリットは、SDGsのゴール9やゴール13の達成にも貢献します。

SDGs ゴール9 (産業と技術革新の基盤をつくろう)

- ・IT活用→生産性向上とコスト削減

SDGs ゴール13 (気候変動に具体的な対策を)

- ・IT化が進み在宅勤務が増加→通勤時に排出されるCO₂の削減、省エネの推進

重要な業務は人手で行い、それ以外の業務はITを活用するなど、効率的に進めていくことができます。

興味があるサービスを見つけたら、調べてみてはいかがでしょうか。

菊地 祥代

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



13 気候変動に
具体的な対策を

